

機関番号：10101

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730100

研究課題名 (和文) 秘密管理性要件を中心とした営業秘密保護法の研究

研究課題名 (英文) Study of Trade Secret Law with a Focus of Management of Secrecy

研究代表者

津幡 笑 (TSUBATA EMI)

北海道大学・大学院法学研究科・研究員

研究者番号：60528272

研究成果の概要 (和文)：

不正競争防止法により営業秘密として保護されるためには、(1) 秘密管理性、(2) 有用性、(3) 非公知性の3つの要件を満たさなくてはならない。とりわけ注目すべき要件は「秘密管理性」であり、この点に関する企業の努力は大きな意味を持つ。具体的に、企業に望まれる営業秘密の管理水準はいかなるものであるべきかが問題となる。そこで、これまでの研究において、日本の裁判例を分析したところ、情報に接する者にとって秘密であることが認識可能であったか否かで判断する裁判例群があるほか (相対説)、近時、高度な絶対的な基準をとり、その一部を欠くだけで秘密管理性を否定する一連の裁判例 (絶対説) がみられることが明らかになった。相対説、絶対説のいずれが妥当であろうか。この秘密管理性要件の問題については、日本ではまだ積極的な議論が行われていないため、本研究ではこの問題を考えるひとつの参考となる視座を提供しうる素材として、アメリカを中心とした諸外国の裁判例・学説の検討を行った。

研究成果の概要 (英文)：

Requirements of "management of secrecy" are important and corporate efforts in this respect means a lot. Specifically, the desired level of control of the trade secret that some companies will be those of any kind. In addition there is a group of court cases to determine whether it was possible to recognize those who are in contact with confidential information, the recent absolute reference takes sophisticated, just deny the essential part of the private management. Revealed that a series of court cases are seen. Would any reasonable position. On this issue in Japan, there are not active discussion yet, in this study, as the material can provide a perspective as one reference consider this issue, court cases in other countries mainly the United States was investigated.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：知的財産法

キーワード：知的財産法、営業秘密、アメリカ

### 1. 研究開始当初の背景

不正競争防止法により営業秘密として保護されるためには、(1) 秘密管理性、(2) 有用性、(3) 非公知性の3つの要件を満たさなくてはならない。とりわけ注目すべき要件は「秘密管理性」であり、この点に関する企業の努力は大きな意味を持つ。具体的に、企業に望まれる営業秘密の管理水準はいかなるものであるべきかが問題となる。

### 2. 研究の目的

秘密管理の一つの基準となるのが、経済産業省が2005年に公表した『企業における適切な営業秘密管理指針—平成17年不正競争防止法改正・営業秘密管理指針改訂—』であろう。しかし、その内容は、ガイドラインの性質上、高度な水準を、企業規模等に関わりなく一律に課すものとなっており、またミニマムな水準としての裁判例の分析も、どういった事実が判決の結論に影響を与えたかという視点がなく、秘密管理性肯定例・否定例から平面的に事実を抽出したにとどまるものである。

### 3. 研究の方法

そこで、これまでの研究において、日本の裁判例を分析したところ、情報に接する者にとって秘密であることが認識可能であったか否かで判断する裁判例群があるほか(相対説)、近時、高度な絶対的な基準をとり、その一部を欠くだけで秘密管理性を否定する一連の裁判例(絶対説)がみられることが明らかになった。相対説、絶対説のいずれが妥当であろうか。この秘密管理性要件の問題については、日本ではまだ積極的な議論が行われていないため、本研究ではこの問題を考えるひとつの参考となる視座を提供しうる素材として、アメリカを中心とした諸外国の裁判例・学説の検討を行うものである。

### 4. 研究成果

アメリカにおいては、従来コモン・ローにより州ごとに営業秘密保護制度が設けられていたが、1980年に設定され1985年に改訂されたモデル州法である統一営業秘密法(Uniform Trade Secrets Act: UTSA)が制定され、2000年時点で41州において、各州で独自に適宜修正されつつ採用されている。このアメリカにおけるトレード・シークレット法の歴史をまず概観しよう。英米の判例にトレード・シークレット法が近代的な形で現れたのは19世紀のコモン・ローの始まりにおいてであった。アメリカとイギリスでそれぞれ1817年と1837年に、トレード・シークレットの不正取得に関

する損害賠償の訴訟原因が初めて認められた。不正取得に対する差止めによる救済が認められたのは、その少し後になってからである。これらの初期の判決は今日のトレード・シークレット事件においても議論されている論点に関連している。すなわち、従業員が使用者のもとを離れた後仕事を継続するかという問題、他の人が公に販売している製品を競業者が複製するかという問題、及びビジネス情報が秘密にされるべきことを要求する契約を裁判所が執行することができるかといった問題である。

トレード・シークレットの原理は、関連する一連のコモン・ロー不法行為、すなわち、秘密保持義務の破壊、信頼関係破壊、コモン・ロー上のミスアプロプリエーション、不正競争、不正な利得、及びトレスパスに関連する不法行為又は原告の財産権への許可されていないアクセスから発展した。トレード・シークレットの原理はまた、雇用関係を規制する一連の法的ルール、すなわち契約とコモン・ローから発展した。19世紀、裁判所は時として財産権としてトレード・シークレットに言及してきた。ただし、今日我々が意味するところの「財産権」と同じ意味かどうかは明かではない。20世紀初頭までに、パラダイムはシフトし、トレード・シークレットの不正取得は当事者間の秘密関係または被告の不正行為に基づく不法行為として扱われた。トレード・シークレット法の規準は1939年不法行為リステイトメントに集約され、そのリステイトメントは、トレード・シークレットは財産権ではなく、信義誠実に違背した競争行為に基づく不法行為であるという観点から強く構成されている。

1980年代までに、契約と財産権のなんらかの結合に基づくというトレード・シークレットの見方が、連邦最高裁と州の立法者の両方で優勢になった。そしてその大部分が、統一営業秘密法(UTSA)に採択された。

アメリカ第3次不正競争リステイトメント第39条によれば、営業秘密とは、事業又はその他の企業の運営において利用可能であり、かつ、他人に対する現実的又は潜在的な経済的優位をもたらす十分な価値を有し、秘匿されているすべての情報をいう。

そこから、当該情報が営業秘密として保護されるためには、第一にトレード・シークレット保護対象としての適格性、第二に、秘密を維持するための合理的な努力、第三に不正取得が必要であると考えられている。

第一の要素は、すなわち、対象が、トレード・シークレット法が保護を意図する知識または情報の形でなくてはならず、そしてその産業において一般的に知られていないもので

なければならないということである。この要件は統一営業秘密法(UTSA)にも、情報が原告にとって経済的な価値をもつ限り、その情報は法によって保護されうるという形でとりこまれている。

第二の要素は、営業秘密を保持している原告が、その開示を避けるための合理的な予防措置をとることである。

第三の要素は、原告は、被告が情報を不当に獲得したこと、言い換えると被告がトレード・シークレットを不正取得したこと、もまた立証しなければいけないということである。ある人の情報が価値あるものであるからといって、他の人がその情報を使用または開示することを必ずしも不当とすることはできない。

このうち第二の要素が、日本の営業秘密保護要件としての秘密管理性に対応するものである。そこで、この点に関するアメリカにおける学説・裁判例を以下に紹介し、検討することとする。

トレード・シークレット法の趣旨を考えると、その根拠理論をどこに求めるかが問題となる。

トレード・シークレットの法的保護は、二つの理論を主に前提としているように思われる。第一はインセンティブ理論である。この観点の下では、情報の窃盗に対する保護を与えることは、そのような情報への投資を奨励することにつながるということになる。この考えは、トレード・シークレットは財産権の一形態であるという観点に結びつけられることがある。第二の理論は不当な行為の抑止を強調するものであり、それゆえ不法行為理論ともいえる。この理論では、トレード・シークレット法の目的は不正な行為を罰しそれを防ぐことであり、商取引の相当な秩序を維持することでさえある。不法行為理論の下では、トレード・シークレット保護は、明白に投資を奨励しようとするものではないけれども、不当な行為を阻止することの結果がトレード・シークレットへの投資を奨励するものであることは明らかである。それ故に、その概念の違いにもかかわらず、トレード・シークレットへの不法行為と財産権のインセンティブ・アプローチは、同じ方向を指向しているともいえる。

次に取り上げる裁判例は、営業秘密における法と市場との関係を示す好例として著名な1970年の第5巡回控訴裁判所のE. I. du Pont de Nemours & Co. v. Christopher事件である。

この事件の被告は、原告のDuPont社の工場の上空に飛行機を飛ばし、そこからDuPont社が建設中のプラントの航空写真を撮影した。DuPontの主張によれば、その航空写真を当業者が見れば、DuPontが開発したメタノー

ルの製造方法に関する営業秘密にかかる情報を推測することができるものであった。プラントが完成した場合には覆いがかけられるので、航空写真という手段によって営業秘密が漏知することはない。問題は被告の行為時点で、プラントは未だ建設中であり、上空から観察することができるものであったということなのである。

被告は、営業秘密の利用行為が違法となるためには、トレスパス(不動産や動産に対する侵害)その他の違法行為、あるいは信頼関係の違反がなければならないと主張したが、裁判所の採るところとはならなかった。裁判所は、DuPontが秘密を保持する合理的な努力をなしていたところ、故意でこれを奪う行為に対して、DuPontは不正に営業秘密が取得され、第三者に利用されることを禁止することを請求することができると判示した。

この事件は、営業秘密の不正利用行為規制が、営業秘密の保護法制とは無関係にひたすら自助努力で秘密管理を要求する制度ではなく、物理的な保護のために必要とされる費用の支出は相当な範囲のもので足り、それ以上の保護に関しては、営業秘密保護法制に頼ることを認めていることを伺わせるものである。つまり、本件では、建設中のプラントに覆いをかけることは、やっでできなくはないことであるが、そこまでは必要ない、というのが裁判所の意見である。その分、たしかに、上空からの撮影に対して秘密を守ることが困難となることに対しては、法の規制によってそのような行為を禁じることにより秘密管理を支援してあげようというのである。比喩的にいえば、事実として覆いがかかっていないところに、法の覆いをかけてあげようとしていることになる。

以上、アメリカにおける学説によると、物理的な秘密管理措置はすべて無駄であるという説(Kitch)さえもあるが、判例・学説によると秘密管理性要件は依然として重要な要件であるといえ、そして、秘密管理の程度に関しては、完全な物理的管理が最適というわけではなく、必ずしも高い管理水準までは要求されないことが明らかになった。

先に紹介したようなトレード・シークレット法の歴史およびその制定形式に鑑み、その理論を直接背景の異なる日本法に持ち込むことには慎重であるべきであるが、日本法における秘密管理性要件とその管理水準について研究する際の有益な示唆を得ることができよう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

津幡 笑「絵画的な表現の著作物の保護範囲—博士イラスト事件—」知的財産法政策学研究 9 卷 97-116 頁 (2009) 査読有

津幡 笑「翻案権と類似性(6) —イラスト—  
東京地裁平成 20・7・4 平成 18(ワ)16899[博士キャラクター]」別冊ジュリスト著作権判例百選 (第四版) 198 卷 112-113 頁 (2009) 査読有

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

津幡 笑 (TSUBATA EMI)

北海道大学・大学院法学研究科・研究員

研究者番号：60528272

### (2) 研究分担者 なし

### (3) 連携研究者 なし